

# 学校法人帝塚山学院創立100周年記念奨学金 奨学生募集要項

## 【2022年度 秋学期】

この奨学金制度は、学校法人帝塚山学院の設置校の在籍者で、家計の急変等により経済的に困窮度が高く、修学が困難となった学生・生徒等に対し、学校法人帝塚山学院創立100周年記念基金の一部を用いて、奨学金を給付し、その勉学支援に資することを目的としています。

この奨学金の給付を希望する方は、下記要領に従い期日以内に書類を提出してください。

《注》奨学金の返済義務はありません。

### 1. 応募資格（次の各号の条件を全て備えていること）

- (1) 「2022年1月1日以降に」「災害・事故・傷病・死亡のため」「家計支持者の就労または経営に著しく支障をきたした」ことで生じた家計の急変等により、経済的困窮度が高くなり修学困難と認められること。
- (2) 学院の他の奨学金の給付を受けていないこと。  
（国および府県の授業料補助制度等により学費等が無償となる者も含む）
- (3) 以下の学校法人帝塚山学院の設置校在籍者  
帝塚山学院幼稚園・帝塚山学院小学校・帝塚山学院中学校高等学校・  
帝塚山学院泉ヶ丘中学校高等学校・帝塚山学院大学・帝塚山学院大学大学院

### 2. 給付額

奨学金の給付額は、原則として一人当たり年額60万円以内とします。

なお、年度ごとの給付総額に上限があるため、採択件数および給付額は変動いたします。

### 3. 給付方法

奨学金は、当該年度学納金納付時に学納金として振替措置を行うことでの給付とします。

（但し、学納金納付済の場合は振替措置でなく、銀行振込等により奨学金を給付する場合があります。）

なお、奨学金の給付は当該年度限りとし、この奨学金の利用は、一度限りとします。

### 4. 申請期間

自 2022年 10月17日（月） 午前9時

至 2023年 1月11日（水） 午前11時 ※各校事務局必着

### 5. 必要提出書類

奨学金の給付を受けようとする方は、次の書類に必要事項を記入の上、申請期限までに提出し、選考を受けなければなりません。

(1) 学校法人帝塚山学院創立100周年記念奨学生願書【様式第1号】

(2) 家庭の所得を証明する書類

- 急変前/2021（令和3）年分の「源泉徴収票」、同「課税（所得）証明書」、同「確定申告書」、同「年金通知書」、家計急変前1年間分の「給与支払証明書」等

- 急変後／2022（令和 4）年分の「年収見込証明書」、家計急変後 1 年間の「給与支払見込証明書」、家計急変後の「雇用保険受給資格者証」等

※ 上記（1）の書類は、各部事務局に備え付けてありますので、申請の方は請求してください。

前項に定める書類のほか、必要に応じて、次の各号に定める家計急変を証明する書類の提出を求めることがあります。

- （1）災害を受けた場合は、被害状況書またはこれに代わるもの
- （2）家計支持者の異動を証明するもの
- （3）その他必要と認めたもの

## 6. 選考方法

奨学生の選考は、申請期限後に行われる創立 100 周年記念奨学生選考委員会で行います。

## 7. 採択・不採択の決定通知

奨学生としての採択・不採択の決定通知は、2023 年 2 月 10 日（金）を目途に本人および父母等宛に行います。

なお、採択・不採択いずれの場合も、その理由は明示いたしません。

※本学では、成年年齢の引き下げに伴い、これまで使用してきた「保護者」という名称を今後は「父母等」と表記いたします。なお、父母等とは入学者の 3 親等以内の親族である成年者（専業主婦（夫）や無職の方でも構いません）又は独立生計を営む成年者で学生の指導・支援への意向がある方とさせていただきます。

## 8. 資格の喪失

奨学生が、次の各号のいずれかに該当した場合は、その資格を失います。

- （1）退学、除籍等により学籍を離れたとき又は休学したとき。
- （2）学則による懲戒処分を受けたとき。
- （3）虚偽の申込又は記載により不当な給付を受けていたことが認められたとき。
- （4）本人から採用辞退の申出があったとき。
- （5）その他奨学生として適当でないと認められたとき。

## 9. 返還

奨学生が前条の規定により資格を喪失した場合、奨学金の返還を求めることがあります。なお、返還を求められた者は、資格喪失の時点より、学納金未納者として取り扱います。

## 10. 問い合わせ先

帝塚山学院大学事務局（TEL 072-296-1331）

受付日時・・・平日 9:00～16:50（土日祝は閉室）

（※ 但し、申請期限日は 11:00 まで）